

法人会だより

かつしかの窓

2019
Vol.378
錦秋

ド
ン
ッ
い

トラ
ック
の
横
で
走
ら
な
く
て
も
…



Contents

令和元年度法人会と区民の集い	2～3
第22回政治経済講演会	3
葛飾企業人	4～5
葛飾税務署定期異動のお知らせ	6～7
法人会の「令和2年度 税制改正に関する提言」まとまる	8～9

第36回法人会全国大会/新任役員のご紹介	10
法人会活動レポート	11
私と青年部会	12
葛飾都税事務所からのお知らせ	13
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	14
Book Revie/説明会のご案内/編集後記	15

令和元年度

法人会と区民の集いが開催される

日時：十月二十八日

場所：かつしかシンフォニーヒルズ

モーツァルトホール

税務研修と楽しい

トークショー

ゲスト 吉幾三氏

毎年恒例、葛飾法人
会の公益事業「法人会
と区民の集い」が十月

二十八日、かつしかシ

ンフォニーヒルズモーツァルトホールにて行
われた。今年はゲストに歌手の吉幾三氏を迎
え、会場満員の観客を魅了した。

第一声は司会の大畑副会長、中村副会長の
開会の辞にて始まる。続いて増田新会長が葛
飾法人会を代表して挨拶を。ここで、多忙
を押して駆けつけた青木葛飾区長が登壇、日
ごろの税務行政への貢献に感謝するとともに
様々な公益活動に邁進する葛飾法人会にさら

なる期待を寄せた。

第一部は葛飾税務署第一法人部門上席調査
官宮下氏による、軽減税率における注意点。
資料を使って丁寧かつ簡潔な説明が行われた。

そしていよいよ第二部に入る。

ゲストと司会

進行役の掛け合
いが軽妙洒脱、
満座の爆笑を誘
う。そして合間
に名曲「酒よ」
「雪国」など数
曲が歌い上げら
れ、聴衆は時の



経つのも忘れて酔いしれたようだ。
最後に山本副会長が当会への入会を訴えつ
つこの楽しい会を締めくくった。



八月二十二日 講師：お笑いタレント、マラソン選手 猫 ひろし氏

第二十二回政治経済講演会を開催 「未来に向かって走る」

於 かねありリリオホール



カンボジアって？

今年でカンボジア国籍を取得して八年目という。タレント活動と併せて同国のマラソン選手としても活躍中の猫ひろし氏を迎えての楽しい講演会となった。

まずは、「カンボジア人気質」^{かたぎ}を物語るような写真を多く紹介。ゆっくり、のんびり、穏やかで優しいが、かなり大雑把で呑気な面があることをユーモラスに伝えた。

オリンピック選手になるために

少年時代から心拍数が少なく、疲労回復が非常に早いという体質、タレント活動をするうちに足が速いと注目を浴びるようになった。ある番組で、「ねこさん、国籍を変えてオ

リンピックに出るといのはどう？」と提案があった。みな冗談と一笑に付した。でも本気で取り組んだ。国籍取得後、カンボジアでトップクラスのタイムを出したが、国籍変更者の一年以内の出場は認めないというオリンピック規定に抵触、初年は出場できなかった。その後、四年間執念で走り続け、ついに二〇一六年のリオデジャネイロ五輪に出場を果たした。順位は最後から二番目だったが、ゴール後のトラックでのパフォーマンスが世界に放映され一躍人気者になり、カンボジアを世界に知らしめたと評価されることに。

「過去は変えられないが未来は変えられる」という言葉が印象を残した。



正副会長と吉幾三さん



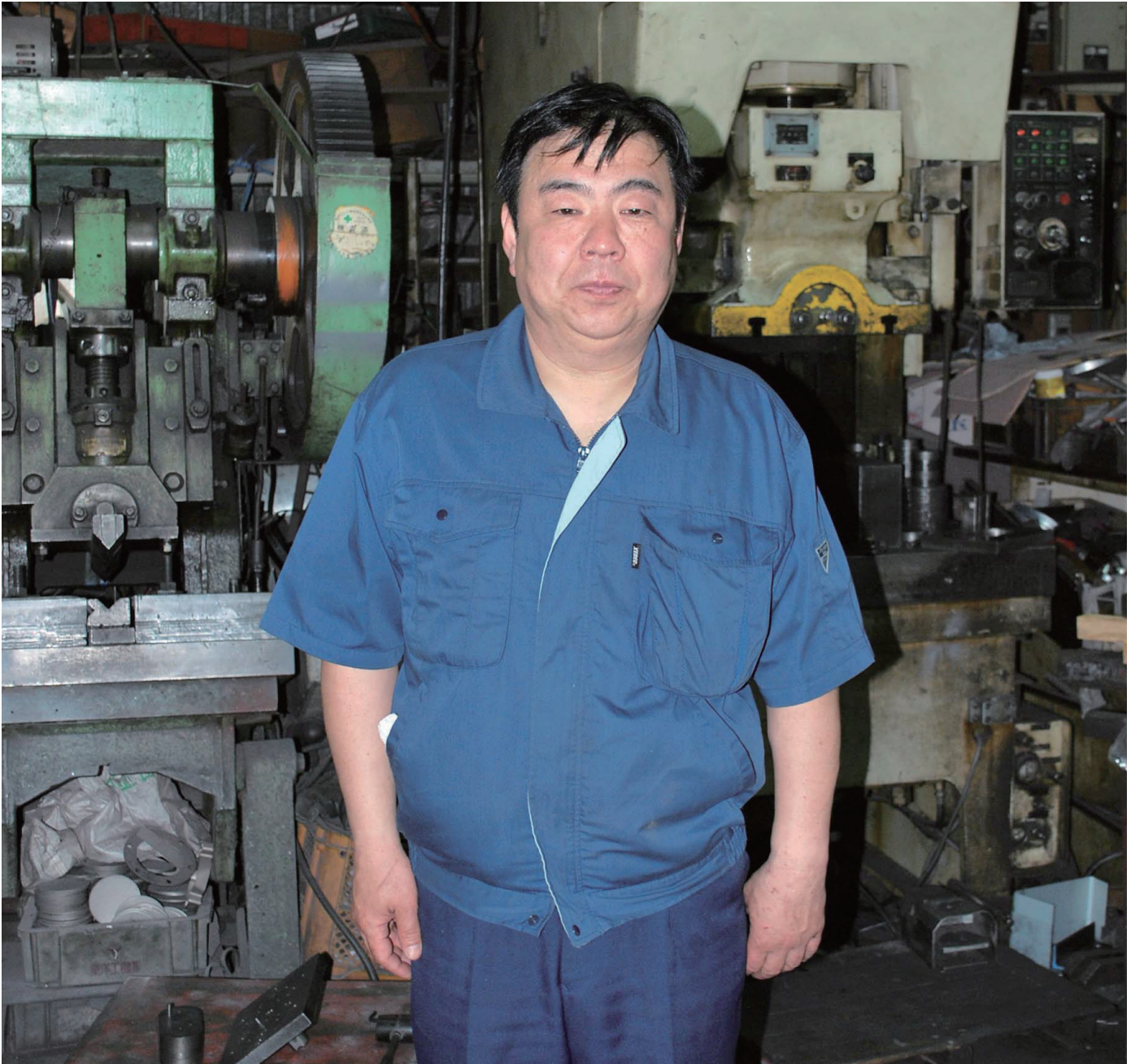
宮下上席調査官



お楽しみ抽選会



観客席より



一点一点大切に お客様の信頼を得る

株式会社富士金属

代表取締役
柳田 克教

京成高砂駅、京成金町駅、京成柴又駅の京成線3駅から約15分の徒歩圏にある株式会社富士金属は周囲を広い道路に囲まれ、新しいお店や住宅が多い新しい街中にある。年季の入った工場には使いこまれた大型機械が所狭しと置かれている。

Q 御社の創業時のことを教えてください。当初から金属加工工業をされていたのでしょうか？

A 当社は高度経済成長期の昭和38年に私の父の先代の社長が新宿で創業しました。まず小さなおもちゃの部品の製造から始め、だんだん大きな部品の金属加工へと取扱う物が変わってきました。製品のサイズが大きくなるにつれて使う機械も大型の物になり、工場が手狭になったため現在の柴又に移ってきました。それからここで金属加工の他、金属プレス、板金、溶接まで行っています。平成12年には私が社長に就任して、先代からの業務を引き継ぎました。

Q 社長はどのように仕事を覚えてられたのですか？

A 学校を出てしばらく同業他社で修行しました。具体的には金属加工や削り、穴あけ、絞りなどの作業を現場で覚えたのです。同じ仕事の内容でも他社で行うというのはとても貴重な経験でした。

4、5年たった頃、次第に自社が忙しくなったので戻り、現在に至ります。

Q 社長は二代目ということですが、三代目、事業承継についてはどのようにお考えですか？

Q 私は息子がいますが、今は違う仕事をしています。会社を継げという話はしていません。自分がやりたい仕事をすればいいと思っています。もちろん継いでくれればうれしいですが、本人に任せています。というのも自営業は自由があつていいと見えて意外にそうではないのです。そのため継いで欲しいと言いくい思いがあります。

A 当社が取り扱っているのは主に建築関連の金属です。ビルやマンションなどの基礎工事に使われる見えない部分の金属部品を加工しています。大きなものを扱っていますが作業は社長の私と社員3名で自社工場で行っています。

Q 金属加工はどのような物を扱われているのですか。

A 仕事の流れとしてはまずお客様から図面が送られてくるので見積りを出し、金額が合えば受注となって加工を始めます。おかげさまで今は営業をしなくても仕事をいただいています。最初は伝手もなかったのですが、資材メーカーなどに飛び込み営業をしていました。なかなか仕事ももらえずつらい思いもしました。そんな中でやつといただいた仕事を求められている通りに正確に造り、納期を守って納めてきました。それをコツコツ続けて今があります。

Q 法人会との関わりを教えてください。

A 私は2015年に新宿南支部支部長に就任しました。そろそろ交代の時期ですが代わりの人がいないのが悩みのところ。当支部は会員が少なく、役員も高齢化しているためなかなか役員になり手がいないのです。これからは正会員でなくても賛助会員も増えればと思っています。賛助会員もイベントや講演会など正会員と同じように参加できますので、一人社長や個人商店の方なども気軽に法人会に参加していただければと思っています。

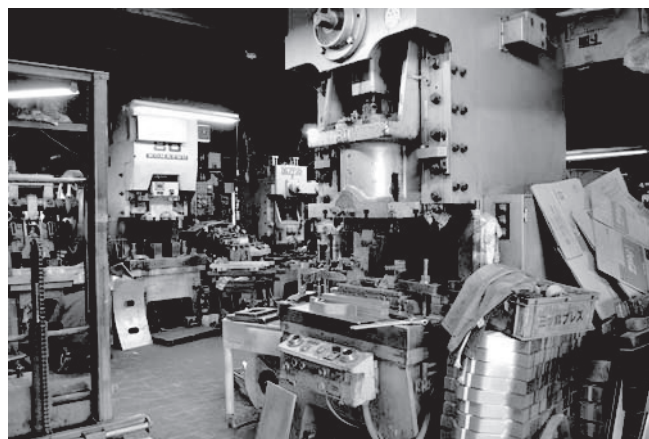
A 法人会に入っても「見返りが無い」という話をよく聞きますが、まずは自分で気軽なところからイベントなどに参加して知り合いを作り、仕事につなげてはいかがでしょうか。ボウリング大会、有名な歌手のコンサート、所属する支部の懇親会などこれからたくさんさんのイベントがあります。ただ知り合いがいないと集まりには参加しにくいのは分かります。そこは参加しやすい雰囲気を作るのが私達の課題だと思っています。

Q 法人会会員の皆さんに向けて一言お願いします。

A 法人会に入っても「見返りが無い」という話をよく聞きますが、まずは自分で気軽なところからイベントなどに参加して知り合いを作り、仕事につなげてはいかがでしょうか。ボウリング大会、有名な歌手のコンサート、所属する支部の懇親会などこれからたくさんさんのイベントがあります。ただ知り合いがいないと集まりには参加しにくいのは分かります。そこは参加しやすい雰囲気を作るのが私達の課題だと思っています。

株式会社富士金属

柴又2-12-18 TEL:3607-0785 FAX:3627-8595



葛飾税務署定期異動のお知らせ

新署長に渡邊氏、
渡邊署長はご勇退

● 着任のご挨拶 ●



署長 渡邊 利久
わたなべ となべ とし ひさ

公益社団法人葛飾法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

増田会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、本誌面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

私は、本年七月の定期人事異動により、名古屋派遣国税庁主任監察官から葛飾税務署長を拝命いたしました渡邊と申します。葛飾税務署の勤務は初めてですが、皆様

のお力添えを賜りながら職務に取り組む所存でございます。前任の渡邊同様よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指すものの団体」として、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する為に、税に関する各種研修会の開催やコンプライアンス向上のための自主点検チェックシートの活用促進など、地域社会に密着した事業活動を展開されております。皆様の活動に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後とも充実した事業活動を展開され、地域社会の発展に大いに貢献されますことをご期待申し上げます。

さて、本年十月から消費税率の引上げと同時に軽減税率制度が実施

されており、葛飾税務署では、制度の定着に向け説明会等を開催することとしております。ご不明な点などがございましたら、どうぞ遠慮無くお申し出ください。

また、税務署では、納税者の皆様が簡単・便利・スムーズに申告・納税を行えるよう、電子申告などの納税者サービスの向上に努めております。例年のことですが、確定申告の時期になりますと、税務署はたいへん混雑しますので、ご自宅からインターネットを利用した電子申告の利用を是非お願いいたします。最寄りの税務署で事前にIDとパスワードを取得していただくことで、スマホやパソコンを使って税務署に出向くことなく申告や納税ができますし、十月からは、相続税申告書も電子申告が

できるようになっております。まだご利用されていない方は、ID・パスワード方式による電子申告の利用を是非ご検討いただきますとともに、貴社の従業員の皆様方にもご案内いただきますようお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人葛飾法人会が今後とも地域に密着した活発な活動を展開し、更なる躍進を遂げて益々ご発展されますように、また、会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人会関係署幹部のご紹介



法人課税第1部門統括官

ま ざ き ゆう すけ
眞崎 祐介

出身地 長崎県

コメント いつもお世話になっております。2年目となりました。引き続きよろしくお願いたします。

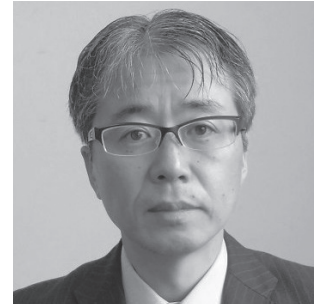


総務課長

ひ かい とも のり
肥海 智紀

出身地 静岡県

コメント この度の定期異動で着任いたしました。引き続き税務行政に御協力方よろしくお願申し上げます。



法人担当副署長

い し ざ わ ゆう じ
石澤 勇司

出身地 北海道

コメント 葛飾税務署勤務2年目になりました。葛飾法人会の益々のご発展を祈念しております。



法人課税第2部門源泉審理上席

せ き たか ひろ
関 孝浩

出身地 東京都

コメント 3年目になりました。昨年度に引き続き、源泉徴収制度についてわかりやすく説明していきます。



法人課税第1部門法人審理上席

み や し た よ し ひ さ
宮下 佳久

出身地 千葉県

コメント 2年目になりました。研修会等を通じて皆様のお役にたてるよう頑張っております。よろしくお願いたします。



法人課税第2部門統括官

やす い と み こ
安井 富子

出身地 千葉県

コメント 練馬東署から異動してまいりました。よろしくお願いたします。

葛飾税務署 新名簿（和令元年人事異動）

《和令元年7月10日現在》

役 職 名	令和元事務年度		役 職 名	令和元事務年度	
	氏 名	異 動 元		氏 名	異 動 元
署 長	渡 邊 利 久	庁・名古屋派遣・主任監察官	法人第4統括官	高 橋 敦	(留任)
副 署 長(総)	石 澤 勇 司	(留任)	法人第5統括官	白 倉 利 洋	(留任)
副 署 長(法)	永 露 悟	庁・参事官・主任分析官	法人第6統括官	市 橋 直 彦	(留任)
特別国税調査官(法)	吉 澤 郷	(留任)	法人第7統括官	三 平 順 一	京橋・法人10・統括官
総 務 課 長	肥 海 智 紀	局調査・調査審理・課長補佐	審理専門官(法人)	中 嶋 隆 浩	麹町・法人7・統括官
法人第1統括官	眞 崎 祐 介	(留任)	連絡調整官(法人)	杉 田 仁 志	(留任)
法人第2統括官	安 井 富 子	練馬東・法人2・統括官	法 人(審理上席)	宮 下 佳 久	(留任)
法人第3統括官	羽 部 英 幸	局査察・査察22・主査	源 泉(審理上席)	関 孝 浩	(留任)

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業の活性化に資する税制措置を！

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前（2022年より前）に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年

度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って

本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメ

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応えているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現（29・74%）したが、OECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少

ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業継承を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、

事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になる。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有している

ことから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で行政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

Ⅳ 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」をご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

第三十六回

法人会全国大会（三重大会）

～全国から一七〇〇名の企業経営者が集結～

十月三日（木）に第三十六回法人会全国大会が三重県の津市産業・スポーツセンターで行われました。当会からは増田会長はじめ6名が参加しました。

第一部では、伊勢神宮広報課長 音羽 悟氏による「皇室と神宮」と題した講演を拝聴しました。

引き続き第二部の式典では、主催者挨拶、来賓祝辞、表彰状贈呈と執り行われました。式典内において、令和二年度税制改正の提言報告、青年部会による租税教育活動の事例報告が行われ、最後に大会宣言では、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考え「受益」と「負担」の均衡に向けた議論の早期開始と、地域経済の担い手である中小企業の力強い成長を促す税制の確立を訴え、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制のさらなる拡充」等の実現を強く求めました。



第36回 法人会全国大会 三重大会
2019/10/03
令和元年10月3日(木)

新任役員 のご紹介



東金町支部長
漆間 善美



Break Time



Book Review

ホモ・デウス—テクノロジーとサピエンスの未来

ユヴァル・ノア・ハラリ

柴田裕之訳 河出書房新社 二〇一八

■ホモ・サピエンスその三つの転換点

本書は全世界で八〇〇万部以上を売り上げた『サピエンス全史』の続編ともいえるべきものだが、それ以上に衝撃的だ。前著は人類誕生から今日までを俯瞰的に考察、「ホモ・サピエンスの進化と進歩は果たして種にとって幸福なのか」という大テーマに沿って史実を駆使して語るものだった。

ホモ・サピエンスが地球の征服者たり得た要因の一つは、まず八〇三万年前に起こった認知革命によって存在するものと共通認識し、それを共有し得る能力だ。この共同主観こそが他部族との協同を可能にし、やがては今日に至る広範な社会を構築し得た主因だ。二つ目は一万二〇〇〇年前の農業革命である。狩猟採集時代を脱し、土地に定着して収穫し、食料を貯蓄するようになった。そして三つ目は十八、十九世紀にヨーロッパで起こった産業革命であるとする。

■恐るべき未来予想

本書はいわば「ホモ・サピエンスの未来編」である。今や人類は最もその存続を脅かされてきた飢餓、疫病、戦争をある意味克服しつつあり、未来において最大の脅威となりうるのは核兵器、気候変動そして（ＩＴやバイオテックによる）技術的破壊という。「一はすでに眼前だが、三番目は迫りくる危機だ。ＩＴとバイオテックの融合により技術と人間の浸透が進み、それはやがて「身体ハッキング」（ハックされて自身の身体の制御権を「私」以外の外部の存在に奪われてしまう）を引き起こす。人間は、遺伝子を操作し「生物」としてのホモ・サピエンスを改変することも可能だし、サイボーグにすることも、はたまた無機質な仮想空間に思念を開放することだって可能になるのかもしれないのである。

やがてはこの技術を駆使して自らをアップデートした、人間を超えた存在「ホモ・デウス（神人）」が誕生し、それを成し得ない人々は「無用者階級」

続きはP15右上段へ：

法人会活動レポート

立石西支部

9月6日

「親睦と交流深める奄美旅行」



親睦と交流深める奄美旅行、地元新聞にも掲載されました。

総務委員会

9月2日

「ボウリング大会」



9月2日(月)第2回オープンボウリング大会が、参加者144名のフルレーンで盛大に行われました。大会後の懇親会にて各賞の授与式が行われ終始盛り上がりしました。

組織委員会

9月20日

会員増強推進会議



本年度は会場を法人会館3階大会議室に移しての開催となりました。増田会長の講話は歴史的な観点からも大変為になりました。

女性部会

9月19日

「ファンケル美健、千葉工場見学及び小江戸佐原巡り」



総勢32名 女性部会メンバー皆様元気よく!天気よく!素敵な顔ぶれで賑やかに楽しく小江戸佐原研修に行きまいりました。

立石支部

10月2日

会員研修バスツアー



34名のご参加いただきました。秋の一日伊豆の旅でした。

第7地域事業部

9月21日

「第2回救命講習会」



82名が参加し、普通救命士の認定を受けました。

事業研修委員会

日商簿記3級講座

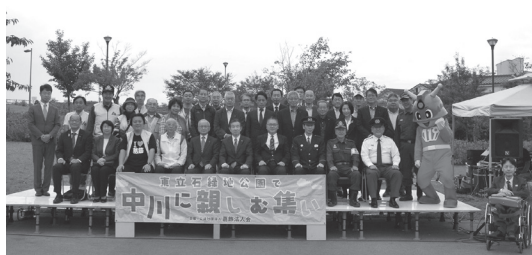


全12回(10月1日～11月8日) 資格のTACの講師を招いての講義に、受講者の皆さん真剣に受けていました。

第5・6地域事業部

10月27日

「中川に親しむ集い」



今年は渡し船の試験運行を初めて行いました。当日は延べ4,000人の参加があり、今年も盛大な開催となりました。

私と

青年部会

青年部会長

遠藤隆浩

今年度四月に第十六代青年部会長になりました遠藤隆浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は葛飾区お花茶屋で生まれ四十五年間、この地で育ちました。

家業は不動産業であり、祖父が昭和三十年に一代で創業し、本年で六十五年の節目を迎えます。

これもひとえに地域の方々の支えあつての賜物です。改めて感謝いたします。

入社して約二十四年間、多くの経験をさせていただきました。

また、葛飾区の様々な組織にも入会させていただき現在では二十一団体に所属しており、葛飾法人会もその中の一つであります。年間のスケジュール調整が大変で慌ただしい毎日ですが、刺激もあり沢山の人達とも出会うことが出来ました。

法人会に入会したのが平成十五年の六月、二十九歳頃だったと思います。

それから十六年という月日が経ち、本当に感慨

深いものがあります。

時代の流れと共に良い時も辛い時も沢山ある中、相談できる先輩方や仲間との交流や経験は私にとってかけがえのない財産であります。

そして、今もなお東京法人会連合会青年部会においても沢山のひととの繋がりと貴重な経験を積ませていただいております。

しかしながら時折、自分でも何をすべきか分からなくなることがあります。

けれどそのような時こそ、社会のなかで大きく目を開き、耳を傾け、そこから小さなヒントを得る。そして経験し、感じ、考え、学び、その繰り返しの中からいつか自分にとって、本当に必要だと思えるものが見えてくる。

だからこそ、いま何をすべきか分からなくても、焦ってその答えを出す必要はなく、ただ自分が好きなことに本気で打ち込めばいいと思うのです。

そこにも必ずヒントがある。

未来はもとより明日のことも分からない、だから

からこそ目の前のことに全力を尽くし、明日のために教えを請い、助言や忠告をする。

今、このような時代を切り拓く力、すなわち自分に自信を持ちたくましく生きる「自立力」、人と繋がり互いを生かす「共生力」、高い志をもち夢に挑戦する「自己実現力」の3つの力を基点として結ばれ、大きな力を発揮することができれば、それは本当に素晴らしいことだと感じています。

不易流行を理念とし『生きる力』『生き抜く力』をしつかり身につけて社会貢献に邁進する。その活動の一つとして青年部会を有効活用させていただきます。

これまでの良き伝統を踏襲しつつ、これからの新しい時代にあった特色ある青年部会づくりを目指し、さらなる発展に向け努めてまいりますので、今後とも皆様に一層の御指導・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

そして、本部役員の皆様にも青年部会は葛飾法人会活動の一翼を担い、法人会発展の礎となり青年部会ならではの諸事業や本部事業への協力、そして地域社会への貢献を目的とした活動を通して、会員相互の親睦をはかって参りたいと思っておりますので、今後ともご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

ー都税についてのお知らせー

にせ都税職員にご注意ください！



都税事務所の職員を装って、個人情報をご不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2924）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。

その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例3】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して**“非通知”**で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません**。非通知で電話をかけたり、還付のためにATMの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問い合わせ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2924

年末年始における窓口業務のご案内

年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いはこちらのとおりです。



	12月27日(金)	12月28日(土) ～1月5日(日)	1月6日(月)
都 税 の 納 税	○	×*	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い (郵送分を含む)	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 所管する各都税事務所

葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

給与支払報告書の提出期限は令和 2 年 1 月 31 日 です

会社などを経営されている方は、令和元年（平成 31 年）中に従業員に給与の支払いがあった場合、従業員の令和 2 年 1 月 1 日現在の住所がある区市町村に、給与支払報告書を提出してください。（退職者・パートの方などすべて対象です。）

ご提出後、従業員の特別区民税・都民税の税額決定通知書とともに、特別徴収義務者として指定する通知を 5 月に送付します。従業員の給与から税額を徴収し、納入をお願いします。ただし、一定の理由により、特別徴収ができない場合は、普通徴収とすることができます。その場合は、該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に普通徴収切替理由を記載し、給与支払報告書（総括表）・普通徴収切替理由書と併せて提出をお願いします。

◎提出していただく書類

提出書類は、葛飾区役所税務課・税務署で配布しています。

①給与支払報告書（総括表）

会社名・事業所所在地・代表者名などの会社情報、税理士・会計士の情報、特別徴収・普通徴収の内訳人数、・飾区特別徴収指定番号に加え、法人番号（個人事業主の方の場合は個人番号）の記載をお願いします。

なお、平成 31 年度に特別徴収をされている事業所の方に、「葛飾区提出用総括表」を 11 月 29 日に葛飾区役所から送付します。必ずそちらをご利用ください。

②給与支払報告書（個人別明細書）

給与支払報告書（個人別明細書）には、従業員の住所、氏名、一年間の給与額、所得控除額、源泉徴収税額、控除の内容と金額、就職・退職年月日、生年月日、従業員の方の個人番号、会社の所在地、名称、法人番号（個人事業主の場合は個人番号）の記載をお願いします。また、普通徴収とする場合は切替理由を摘要欄に記載してください。

記載漏れ等により、全て正しく記載されないと、ご本人の特定ができず、正確に課税できない場合がありますので、ご協力をお願いします。

③普通徴収切替理由書

次の理由により普通徴収とする方がいる場合は、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて提出してください。

【普通徴収切替理由】

普 A	総従業員数が 2 人以下 以下の普 B～普 F の理由に該当する全ての従業員数（他区市町村分を含む）を差し引いた人数
普 B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者など）
普 C	給与が少なく税額が引けない
普 D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない。）
普 E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普 F	退職者又は退職予定者（5 月末日まで） （休職等により 4 月 1 日現在で給与の支払を受けていない方を含みます）

必ず令和 2 年度様式で提出してください。

（様式は、葛飾区ホームページからダウンロードできます。）なお、給与支払報告書提出後に徴収方法の変更があった場合（誤記、退職等）は、「給与所得者異動届出書」又は「特別徴収への切替申請書」の提出をお願いします。

【提出先】 〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1
葛飾区総務部税務課課税担当係

☆電子データによる給与支払報告書の提出が義務付けられています。

給与支払報告書は、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が 1,000 枚以上であった事業所、または税務署へ源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は、光ディスク等（電子データ）または eLTAX で提出することが義務付けられています。

なお、令和 3 年 1 月 1 日以降提出分については、基準枚数が 1,000 枚以上から 100 枚以上に引き下げられます。

詳細は、税務課課税担当係（03-5654-8550）へお問い合わせください。

■ 表紙のイラストについて ■



早いものでもう11月、令和になって初めての秋も深まってきました。

スポーツにぴったりの季節にですね。

姉弟がいるのは奥戸総合スポーツセンターの陸上競技場前です。

弟はトラックの前で走ってしまいましたが、小学生でも保護者がいれば1回2時間以内、100円で利用することができます。

東京オリンピックには間に合わないかもしれませんが、将来有望な選手になるかもしれません。

皆様も運動に適したこの季節、スポーツセンターを利用して汗を流してみたいかがでしょう。

イラスト：かつしかけいた

として見捨てられ、格差はますます広がるというのが本書の主題である。何ともやりきれない未来予測ではないか。が、昨今のデータやアルゴリズムといった情報技術がドライビング・フォース（推進力）となっている状況は想像を絶している。人類史の前三回の転換点には列車に乗り遅れてもまだ間に合う余裕があったが、今回は一度乗り遅れたら二度と追いつかないのである（写真）。

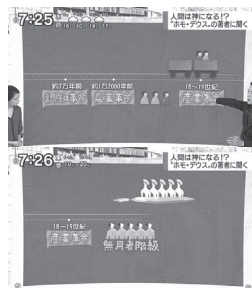
まだ先のこととゆめゆめ油断なさるな。私やあなたの子ども、子孫の問題なのである。

■新しい教育観が求められている

彼は次著（未邦訳）で、こうした現状に対して個々人に可能な防衛策は「学び方を学ぶ」ことだという。すなわち、「批判的思考」「意思疎通」「協働」「創造性」のことである。この四つを駆使して自らを「再発明」し、状況にキャッチアップしていくことが必要とする。すなわち何物にも侵されない「私」を見つめ訓練し、あらかじめ身体にファイアウォールとしてインストールすることである。

最近、教育の現場において、メタクラシーの学歴・学力重視型教育から、ハイパーメタクラシー（超業績主義）型の「自己統制力」「対人関係力」「学力」「問題解決力」「創造力」「地頭力」の養成が言われるようになった。故あるかなである。

変転する世界にいかに対応するか、その能力がいまこそ問われているのである。



NHK「あさのクロースアップ」
2018.10.18 放送

(S)

…P10 下段の続き

編集後記

～ 本年回顧してみました ～

葛飾法人会、総会。増田新会長就任、役員改選。猫ひろし氏の講演、吉幾三氏を招いての法人会と区民の集い。また、地域事業部、各支部での楽しい公益事業もありましたね。振り返ってみると、変化が目に見えた年でした。改元、消費税。悲しい事件、事故もありました。高齢者の自動車事故、煽り運転、学校内教師イジメ、大規模な台風被害、これまでに経験した事がないそんなフレーズがマスコミを賑わしました。そんな令和元年のカレンダーも痩せ細ってまいりました。楽しい思い出がいっぱいになるよう願います。「かつしかの窓」皆さまに感謝と来年の飛躍をお誓い申し上げます。

(広報委員長 細谷政男)

◆ 説明会のご案内 ◆

決算法人説明会		
開催日	時 間	場 所
1月16日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
3月2日(月) 5日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
4月2日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
5月12日(火)	13:30～16:00	葛飾法人会館
6月4日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館
新設法人説明会		
1月20日(月)	13:30～16:00	葛飾法人会館
4月9日(木)	13:30～16:00	葛飾法人会館

かつしかの窓
Vol.378

令和元年11月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail: info@katsuhou.net
発行人 増田 充孝 編集人 細谷 政男



公益社団法人 葛飾法人会員

葛飾法人会員の方は法人税申請書別表一（一）の上部欄外の右上部分に
← このシールを貼ってご提出ください。（OCR用紙には貼らないでください。）

税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

 法人会